

問 北城南部地区ほ場整備の地権者負担は

答 算定はまだであるが、当然発生する



太田伸子議員

〔土地改良事業について〕

問 北城南部地区ほ場整備事業の対象条件は。

答 受益面積が10ha以上で、担い手農地利用集積率が増加することが条件です。

問 事業を促進するにあたり、地権者の間で負担金がないとの意見を聞くが真実か。

答 これまでのほ場整備を行った地区よりは負担金は少ないと考えますが、当然負担金はあります。しかし、国への事業採択に向けて書類作成を行っている段階でありますので、負担金の算定額は、まだ決まっていま

せん。

問 国の有利な制度があるならば、活用することには歓迎するが、神城ほ場地区の地権者は、長年にわたり土地改良区へ償還金を収めた経緯がある。村民に対して公平に扱ふことの村長の考えは。

答 神城ほ場地区が、長年償還金を支払ったことは承知しています。今回の制度は、その償還金負担が軽減される有利な制度であることから、ぜひ事業を推進したいと思っています。

問 農業経営高度化促進事業（促進費）を受けるための条件は。

答 ほ場整備後の担い手への集積率が85%以上とすると、最大の事業費の12.5%の促進費の交付が受けられます。想定される事業費は12億円であり、補助割合は、国55%、県27.5%、地元負担17.5%です。促進費

12.5%の交付を受けられることになれば、財源的にも大変有利に事業を進めることができることとなります。

問 教育課と子育て支援課の課長兼務は

答 マンパワーが足りず負担を掛けている

〔行政組織改正について〕

問 教育委員会の3課制にした行政組織改正のポイントは。

答 子どもに関するセクションを教育委員会部局に一元化したことです。子育てや教育に対するニーズが多様化・高度化し、様々な課題に対する専門性の強化と関係者の連携の重要性が高まっています。課題を克服

するには、思い切った組織改革が必要と考え、新たな時代に対応できる体制を構築しました。

問 期待していたが、2課において課長、係長が兼務であること理由は。

答 マンパワーが足りず、職員には負担をかけていると思っています。

問 生涯学習スポーツ課と改正されたが、スポーツ振興部門・社会教育と文化財・生涯学習・子ども会育成会・青少年健全育成・伝統的建造物群保存事業・公民館・村図書館の事業内容を7名体制で十分か。

答 只今、臨時職員を募集しています。



教育委員会の教育課、子育て支援課、生涯学習スポーツ課の3課はふれあいセンター3階に!!